

「農業技術の匠」について

農林水産省生産局

1. 「農業技術の匠」とは

「農業技術の匠」とは、地域において生産性の向上などの導入効果が認められ、地域に普及し、地域活性化に貢献することが期待できる農業技術（技術体系・品種）を自ら開発・改良した農業者の方々です。今般、7月1日から8月31日まで募集を行い、都道府県からの推薦に基づき14（1グループを含む）人を選定しました。これは、昨年12月に28人を選定したことに続き2回目の選定となります。

2. 選定の経緯

(1) 農林水産省のホームページ等を通じて公募するとともに、地方農政局等を通じて都道府県に対し農業技術の匠の推薦依頼を行いました。

公募期間：平成21年7月1日～8月31日

(2) 農業技術の匠は、都道府県等から推薦された者14人（1グループ含む）の中から、10月26日（月）に開催された選定委員会において、応募のあった全員14人（1グループを含む）を農業技術の匠として選定しました。

< 「農業技術の匠」選定委員名簿（五十音順 敬称略） >

所 属（職 名）	氏 名
（独）中央農業総合研究センター 経営研究チーム長	梅本 雅
（社）全国農業改良普及支援協会 常務	副島 陽一
元埼玉県農業試験場長	滝澤 和雄
十文字学園女子大学 教授	宮城 道子
東京農業大学 国際食料情報学部 教授（座長）	門間 敏幸
吉永国際特許事務所 弁理士	吉永 貴大

< 選定対象 >

地域において生産性の向上などの導入効果が認められるとともに、地域に普及され、地域活性化に貢献することが期待できる農業技術（技術体系・品種）を自ら開発・改良した農業者。

<選定基準>

- ①有用性：高品質、高収益、省力化などの導入効果が期待される技術であるか。
- ②普及性：農業者等への継承など地域における普及が期待される技術であるか。
- ③地域活性化：地域や地域農業の活性化が期待される技術か。

3 今回選定された「農業技術の匠」の類型

(1) 作物別

内訳	①土地利用型作物	3人（水稲2人、大豆1人）
	②果樹	4人
	③野菜	4人
	④花き	1人（野菜との複合栽培）
	⑤畜産	1人
	⑥特産作物	1人

(2) 技術分野別

内訳	①有機栽培及び特別栽培の技術体系	3人
	②機械・設備等の改良	3人
	③剪定及び仕立て方法	2人
	④育種から栽培までの技術体系	1人
	⑤栽培技術体系（①～④に属さないもの）	5人

4 今後の「農業技術の匠」の情報発信について

今後、今回選ばれた農業者とその技術を順次、農林水産省のホームページで紹介するなどにより、「農業技術の匠」について情報発信を行う予定です。この「農業技術の匠」による助言指導などにより、「農業技術の匠」の持つ技術の普及を通じて地域の活性化や、農業者の現場創造型農業技術への関心を深めていただく契機として頂ければと考えております。

なお、平成20年度に選定された選定された「農業技術の匠」の概要は、下記のアドレスからご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_takumi/index.html